

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
日、
がと
る翌
日の
当
た
の)

目 次

◇条 例

鳥取県産業技術センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例
(工業振興課)

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(職員課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(障害福祉課)

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例(経営指導課)

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生涯学習課)

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業局総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一 次のとおり、職員の定数を改めることとした。

区 分	定 数	
	現 行	改 正 後
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	二、三三二人	二、三六二人
県立学校の職員	二、〇九三人	二、一三三人
県立学校の職員以外の職員	二二九人	二二九人
県費負担教職員	四、三八五人	四、三六三人

二 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項(附則第五条の二関係)

1 平成十年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る特別減税の額を、所得割の額から控除することとした。

2 県民税に係る特別減税の額は、個人の住民税の所得割の額が次の合計額を超える場合には次の合計額のうち県民税に係る金額とし、個人の住民税の所得割の額が次の合計額を超えない場合には当該個人の県民税の所得割の全額とすることとした。

(一) 納税義務者本人 八千円

(二) 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき 四千円

二 その他

日本銀行法の全部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二は平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 一 乳幼児に係る通院医療費の助成対象を、二歳未満（現行 一歳未満）の者に改めることとした。（別表関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、平成十年四月一日から施行し、同日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用することとした。

◇鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

- 一 改良普及員資格試験を受けることができる者に次の者を加えることとした。
 - 1 財団法人農民教育協会鯉淵学園農業経営科学科普及専攻又は生活栄養科学科普及専攻において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業見込みの者
 - 2 改良普及員資格試験を受けることができる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 一 警察職員の特殊勤務手当を支給する作業に次の作業を加えることとした。（第三条、第四条関係）

作業の区分	作業手当の上限額
銃器犯罪捜査作業	勤務一日につき 千二百円

- 二 夜間特殊業務手当の上限額を千百円（現行 九百八十円）に引き上げること

とした。（第六条関係）

- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 一 工業用水道事業の用に供する施設に次のものを加えることとした。（第五条 第二項関係）

施設 の 名 称	給水能力（日量）
鳥取地区工業用水道	二万七千九百立方メートル

- 二 鳥取地区工業用水道の給水料金を次のとおりとすることとした。（別表関係）

区 分	金 額
基本料金 基本使用水量一立方メートルにつき	四十五円
特定料金 特定使用水量一立方メートルにつき	四十五円 （特別の理由があるときは、四十五円以下で知事が別に定める額）
超過料金 超過使用水量一立方メートルにつき	九十円

- 三 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

- 一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料並びに県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。（第一条

関係

- 二 県立保育専門学院の授業料、入学料及び入学選抜手数料の額を引き上げることとした。(第二条関係)
- 三 県立歯科衛生専門学校の授業料、入学料及び入学選抜手数料の額を引き上げることとした。(第三条関係)
- 四 県立看護婦等養成施設の授業料、入学料及び入学選抜手数料の額を引き上げることとした。(第四条関係)
- 五 県立農業大学の授業料の額を引き上げることとした。(第五条関係)
- 六 県営境港水産物地方卸売市場のシャワー使用料の額を定めることとした。(第六条関係)
- 七 県立布勢総合運動公園のテニスコートの大会運営室及び会議室並びに多目的広場の使用料の額を定めることとした。(第七条関係)
- 八 防塵柵がある未舗装の野積場の使用料の額を定めることとした。(第八条関係)
- 九 県立病院の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。(第九条関係)
- 十 県立高等学校及び県立幼稚園の授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の額を引き上げることとした。(第十条関係)
- 十一 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 十二 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。ただし、六は同年四月十七日から、八は同年五月一日から施行することとした。
- 十三 二から五まで及び十に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県産業技術センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

鳥取県産業技術センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「工業試験場」を「産業技術センター」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第二条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県産業技術センター手数料徴収条例

第一条中「鳥取県工業試験場」を「鳥取県産業技術センター」に、「行なう」を「行う」に、「その他工業に関する研究等」を「測定、加工、写真、デザイン、研究」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		金 額
一 分析	1 定性分析 (一) 一般定性分析 食品系一般定性分析 その他の分析 (二) 特殊定性分析 食品系特殊定性分析 エックス線マイクロアナライザによる分析 (3) エックス線回折装置による分析 (4) 蛍光エックス線分析装置による分析 (5) その他の分析 2 定量分析 (一) 一般定量分析 食品系一般定量分析 その他の分析 (二) 特殊定量分析 食品系特殊定量分析 ア ビタミンの分析 イ 有機酸、糖質又は核酸の分離分析 ウ 食品添加物又は微量有害性元素の分離分析 エ アミノ酸の分離分析 オ しようゆの分析 (ア) 規格分析 (イ) その他の分析 カ みその分析 キ 食酢の分析 ク その他の分析 (2) 蛍光エックス線分析装置による分析 (3) 原子吸光度計による分析 (4) 炭素・硫黄同時分析装置による分析	一成分につき 一、三三〇円 一成分につき 一、一五〇円 一成分につき 三、二九〇円 一成分につき 二、九二〇円 一件につき 五、八五〇円 一件につき 四、〇一〇円 一成分につき 二、三一〇円 一件につき 二、三九〇円 一件につき 一、七七〇円 一成分につき 二、七五〇円 一件につき 二、三、五〇〇円 一成分につき 一、三、八〇〇円 一件につき 三、〇、〇二〇円 一件につき 七、六四〇円 一件につき 三、一五〇円 一件につき 七、四九〇円 一件につき 三、一五〇円 一成分につき 六、三〇〇円 一成分につき 四、五三〇円 一成分増すごとに一、五四〇円を加算する。 一成分につき 一、九五〇円 一成分につき 一、九五〇円
二 試験	1 酒類関係の試験 (一) 酵母の培養試験 計器の比較補正試験 (二) 紙の試験 引張試験 破裂試験 (三) 引張試験、耐折試験又は柔軟度試験 組成試験 3 窯業原料又は窯業製品の試験 (一) 規格試験 耐火度試験 (二) 耐火度試験 焼成試験 4 木質材料又は木製品の試験 (一) 材料の強度試験 接着強度試験 (二) 塗膜試験 環境試験 (三) 構造物の強度試験 (四) 木材の物性試験 (五) 家具の繰返耐衝撃性試験 (六) 表面劣化促進試験 5 金属の試験 (一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験 (二) 油圧型試験機によるもの (1) インストロン型試験機によるもの ア 高温試験 イ 常温試験 ウ 低温試験 抗折試験 衝撃試験 硬度試験 疲労試験	一成分につき 三、六八〇円 一件につき 八、〇二〇円 一成分につき 四、四九〇円 一件につき 二、四一〇円 一件につき 三、五〇円 一件につき 一、七九〇円 一件につき 七、三〇円 一件につき 一、四八〇円 一件につき 一、七九〇円 一件につき 三、五〇円 一件につき 三、五〇円 一件につき 四、八〇円 一件につき 八、九〇円 一件につき 五、〇七〇円 一件につき 四、八九〇円 一件につき 三、五〇円 一件につき 八、九〇円 一件につき 二、〇九〇円 一件につき 一、七九〇円 一件につき 一、七九〇円 一件につき 六、二〇円 一件につき 一、七九〇円 一件につき 三、八〇円 一件につき 四、五〇円 一件につき 七、一〇円 一件につき 一、三六〇円 一件につき 七、六二〇円 一件につき 一、四一〇円 一件につき 七、七三〇円 一件につき 一、三六〇円 一件につき 一、四八〇円 一件につき 一、七四〇円 一件につき 四、五九〇円

五 写真		四 加工		三 測定	
2	1	4	3	2	1
電子顕微鏡写真	顕微鏡写真	木材の人工乾燥 その他の加工	スライサー刃 機械かなな刃	金属の精密測定 長さ又は角度の測定 表面の粗さ又は形状の測定 三次元測定機による測定 めつき厚さ測定	食品系の測定 水素イオン濃度、融点又は粘度 の測定 細菌数の測定 その他の測定 色の測定
一枚につき 六、八七〇円	一枚につき 四、〇六〇円	その都度知事が定める額	一枚につき 三、九四〇円 一枚につき 四、三四〇円	一件につき 二、〇九〇円 一件につき 二、〇九〇円 一件につき 二、〇九〇円 一件につき 二、五二〇円	一件につき 一、四八〇円 一件につき 四、一九〇円 一件につき 八九〇円 一件につき 八九〇円
			一枚につき 八九〇円 一枚につき 三、九四〇円 一枚につき 四、三四〇円	一件につき 八九〇円 一件につき 四、三二〇円 一件につき 四、一九〇円 一件につき 四、一九〇円	一件につき 七九〇円 一件につき 五九〇円 一件につき 一、四八〇円 長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき 四、四四〇円 一件につき 五、九九〇円 一件につき 二、二六〇円 一件につき 三、〇七〇円 一件につき 三、七四〇円 一件につき 二、七〇〇円 一件につき 二、五三〇円 一件につき 二、七〇〇円
					一件につき 二、二六〇円 一件につき 三、〇七〇円 一件につき 三、七四〇円 一件につき 二、七〇〇円 一件につき 二、五三〇円 一件につき 二、七〇〇円

六 デザイン	3 その他の写真 1 コンピュータグラフィックスによるデザイン 2 その他のデザイン	その都度知事が定める額 一時間につき 三、一五〇円 一時間につき 三、一五〇円 その都度知事が定める額 一通につき 四二〇円
七 研究	各種研究	
八 証明書	各種証明書	

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の廃止)
 第三条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)は、
 廃止する。

附則
 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成六年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第二号中「二千三百一十二人」を「二千三百六十二人」に、「二千九十三人」を「二千三百三十三人」に改め、同項第十一号中「四千三百八十五人」を「四千三百六十三人」に改める。

附則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「基準割引歩合」を「基準割引率」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（平成十年度分の個人の県民税の所得割の特別減税）

第五条の二 平成十年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割（第三十八条の二の規定によつて課する所得割を除く。）の額から控除する。

2 前項に規定する県民税に係る特別減税の額は、法附則第三条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が八千円（当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額。以下この項において「特別減税基礎額」という。）を超える場合には特別減税基礎額と同項第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が特別減税基礎額を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

する。

附則第十八条第五項中「附則第三十五条の二第五項」を「附則第三十五条の二第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

別表第六号中「一歳」を「二歳」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「普及専攻科」の下に「、農業経営科学科普及専攻若しくは生活栄養科学科普及専攻」を加え、同条第三号中「、財団法人農民教育協会鯉渕学園（普及専攻科を除く。）」を削り、「、果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程」を「又は果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程」に改め、「又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）による研修課程を修了した者」を削り、同条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十 銃器犯罪捜査作業

第三条第二項中「第十九号」を「第二十号」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

十三 前条第一項第二十号に掲げる作業 勤務一日につき千二百円

第四条第二項中「又は第十六号の二」を「、第十六号の二又は第二十号」に改める。

第四条の二第一項中「、第八号」を「又は第八号」に改め、「、第十八号又は第十九号」を削り、同条第三項を削る。

第六条中「九百八十円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立鳥取少年自然の家	鳥取市
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡赤碕町

を

鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡赤碕町
---------------	--------

に改める。

第七条中「鳥取県立天山青年の家、鳥取県立鳥取少年自然の家及び鳥取県立船上山少年自然の家」を「青少年社会教育施設」に改める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中

日野川工業用水道	十六万立方メートル
----------	-----------

を

日野川工業用水道

十六万立方メートル

鳥取地区工業用水道

二万七千九百立方メートル

に改める。

別表の一の表中

超過料金	超過使用水量一立方メートルにつき	三十円
------	------------------	-----

を

鳥取地区工業用水道

超過料金	超過使用水量一立方メートルにつき	三十円
基本料金	基本使用水量一立方メートルにつき	四十五円
特定料金	特定使用水量一立方メートルにつき	四十五円 （特別の理由があるときは、以下で知事が別に定める額）
超過料金	超過使用水量一立方メートルにつき	九十円

に改める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

別表第一中「一六、三八〇円」を「一七、六四〇円」に改める。

別表第二中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第三中「一六三、七六〇円」を「一六六、一九〇円」に、「一六二、七六〇円」を「一六五、一九〇円」に、「一六四、七六〇円」を「一六七、一九〇円」に改める。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二千五百円」を「二千六百元」に改める。

第五条第二項中「五千四百円」を「五千五百円」に改める。

第六条第二項中「九千四百円」を「九千四百円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「九千四百円」を「九千四百円」に改める。

第五条第二項中「二千五百円」を「二千六百元」に改める。

第六条第二項中「五千四百円」を「五千五百円」に改める。

(鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「九千四百円」を「九千四百円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に、「二千五百円」を「二千六百元」に改める。

(鳥取県立農業高等学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一万二千四百円」を「一万二千二百四十円」に改める。

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中 給水施設 給水量一立方メートルにつき 三三八円 を

給水施設	給水量一立方メートルにつき	三三八円
シャワー	一人一回につき	二〇〇円

に改める。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第七条 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「若しくは第二補助競技場」を「第二補助競技場若しくは多目的広場」に改める。

別表第一 鳥取県立布勢総合運動公園の項中「テニスコート 鳥取県民体育館」を「テニス場 鳥取県民体育館 多目的広場」に改める。

別表第四の一の1の表中

テニスコート	一コート一時間	五
	につき	

五〇円		を	
場		テニス	
研修室	大会運営室	テニスコート	一コート一時間につき
一時間につき	七〇〇円	五五〇円	
三〇〇円			
		に	

改め、同表に次のように加える。

多目的 広場	生徒等		一時間につき	六八〇円
	アマチュア・スポー ツ活動	学生又は一般人		
アマチュア・スポー ツ活動以外の活動	一時間につき	九〇〇円	四、五三〇円	

別表第四の一の備考二中「若しくはテニスコート」を「若しくはテニス場のテニスコート」に改める。

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第八条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の野積場の項中	未舗装の野積場を使用する場合	使用面積一 トトルにつ
-----------	----------------	----------------

〇平方メ き一日	一〇円五〇銭	を	防塵柵がある未舗装の野積場を使用する場合	使用
			防塵柵がない未舗装の野積場を使用する場合	一ト

面積一〇平方メ ルにつき一日	一八円九〇銭	に改める。
	一〇円五〇銭	

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「一万五千六百円」を「一万六千八百円」に改める。
別表第二中「二千円」を「二千五百円」に改める。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第十条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「一〇四、四〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「一五六、六〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は同月十七日から、第八条の規定は同年五月一日から施行する。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第三条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に鳥取県立看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第四条の規定による改正後の鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に鳥取県立農業高等学校の養成課程又は研究課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料の額は、第五条の規定による改正後の鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第十条の規定による改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(以下「新授業料条例」という。)第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十四条の三第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第三条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をする者に係る授業料の額についても、同様とする。

鳥取県繭検定手数料等徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県繭検定手数料等徴収条例を廃止する条例

鳥取県繭検定手数料等徴収条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。